

藤枝商工会議所推奨品認定制度実施要綱

1. 目的

地域の特産品等を掘り起こし、磨き上げ、情報発信することで、藤枝市発の特産品等の产品及び地域のブランド力を高め、活力ある地域づくりを図ることを目的とする。

2. 認定資格

当所会員事業所とする。

3. 認定対象品

藤枝の土産品となる食品（菓子・水産物・飲料・酒類等）・農産品・工芸品等など、藤枝らしさが伝わり、魅力があるもので、継続的に提供できるものとする。ただし、他の特許品・登録品の模倣と判断されるもの及び選考対象から除外すべき特別な事情があると判断されるもの、飲食店等において提供される料理は対象外とする。

4. 認定基準

継続して販売される品で、以下の条件を満たしているものとする。

- (1) 業界での製造基準、表示義務を満たしていること。
- (2) 他の特許品の侵害または登録品の模倣でないこと。
- (3) 製造・販売について、法令による許可等を必要とするものは、当該許可を受けていること。
- (4) 一般消費者が購入できること。
- (5) 食品関係は以下に留意すること。
 - ・アレルギーのもとになる素材の表示がなされているもの。
 - ・製品の内容物や賞味期限がラベル等で表示されているもの。
 - ・法令を順守し、保健所等の衛生基準を満たしているもの。

5. 審査方法

認定委員会を設置し、別紙委員による審査を経て、藤枝商工会議所が決定する。

6. 認定料

認定料は1品目につき、3,000円とする。ただし、認定された商品に貼る推奨品シールは実費負担とする。

7. 認定品の有効期間

認定品の有効期間は、認定日から1ヵ年度とし、年度ごとの認定期間は4月1日から3月31日までとする。認定開始日が属する年度は、認定日から3月31日までとする。継続認定を希望する場合は、所定の継続認定申請書を提出することとする。なお、認定を取り消された場合には取り消しの日からその効力は消滅する。会員を退会した場合も同様とする。

8. 認定品の取り扱い

- ・認定された商品は、「藤枝商工会議所推奨品」シールを交付する。
- ・認定品を周知するため、ホームページ等に掲載しPRを図る。

9. この要綱は、平成26年7月1日より実施する。

この要綱は、平成29年4月1日より一部改訂し施行する。

この要綱は、平成31年4月1日より一部改訂し施行する。

この要綱は、令和2年4月1日より一部改訂し施行する。

この要綱は、令和3年4月1日より一部改訂し施行する。

(別紙) 藤枝商工会議所推奨品審査員名簿

NO	役 職
1	商業振興委員会担当副会頭
2	商業振興委員会委員長
3	女性会会長
4	専務理事